

広域認定制度による 使用済み産業用蓄電池の適正処理について

使用済み産業用蓄電池は有害物質を含むために、法の規定に則した適正な処理が必要です。また、貴重な資源も含んでいるため、新たな蓄電池の原料としてリサイクルされています。一般社団法人電池工業会会員を含む蓄電池製造者等は、産業用蓄電池処理に対して環境省から広域的な処理を行う者として2014年2月に認定（認定番号 第234号）され、地方自治体の廃棄物業許可を不要とする特例制度にて共同で適切に処理（引取りから再資源化まで）することが可能です。

処理可能対象産業用蓄電池※1)

（電源装置及びそれらの付属品含む）

開放型鉛蓄電池（ベント式据置鉛蓄電池、触媒栓式含む）、
密閉型鉛蓄電池（制御弁式据置鉛蓄電池）、
小型制御弁式鉛蓄電池、
開放型アルカリ蓄電池（据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、触媒栓式含む）、
密閉型アルカリ蓄電池（シール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池）、
電気車用鉛蓄電池、船用鉛蓄電池、
電源装置及びそれらの付属品（整流器、充電器、インバータ、蓄電池盤、電池架台、接続線等）

※1) 広域認定234号対象メーカー



お客様

使用済み産業用蓄電池の処理方法を教えてください。

法的であって、楽な方法があるとよいのですが。

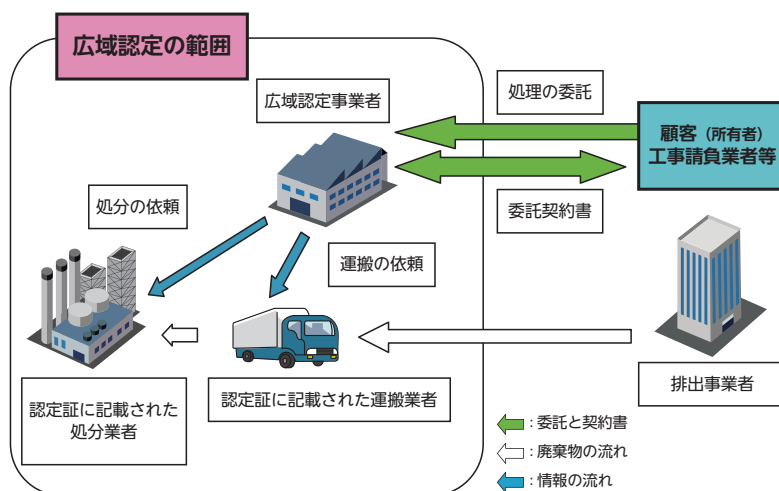


蓄電池メーカー
（販売会社）

広域認定事業者（蓄電池メーカー等）に依頼すれば手続きが簡単になります。

使用済み産業用蓄電池の処理方法

お客様が、蓄電池製造者等（広域認定事業者）へ処理を委託した場合、収集運搬業者及び処分業者と契約する必要はありません。一般社団法人電池工業会会員を含む蓄電池製造者等の広域認定システムでは、広域認定システムでは、産業廃棄物管理票様式の広域認定管理票写しを発行することも可能です。



産業用蓄電池処理に係るよくある質問

	質 問	回 答
1	広域認定の処理でメリットはありますか	当該認定会社はCSRの観点から不適正処理による環境汚染を防止します 更に国内資源循環を推進することで資源再利用に貢献します
2	広域認定では委託するメーカーの製品しか処理できないのですか	下記認定事業者の製品であれば、いずれのメーカーも処理可能です
3	契約はどのように行いますか	排出事業者と下記いずれかの認定事業者と処理委託契約を交わすことで収集運搬・処分業者との契約は不要となります
4	特別管理産業廃棄物管理責任者は必要ですか	排出事業者に必要なです
5	量が少ない場合はどうしたらよいですか	下記認定事業者にご相談ください
6	自動車用蓄電池も引き取ってもらえますか	産業用で使用した場合は対象です 下記認定事業者にご相談ください
7	工事業者が排出事業者になれますか	排出事業者であれば可能な場合もあります 自治体により判断が異なりますので確認が必要です
8	製品購入は無く、処理のみの委託はできますか	可能です
9	回収依頼はどうしたらよいのですか	下記広域認定事業者に確認願います
10	費用はどうなりますか	
11	排出事業者として自治体への処理報告は必要ですか	一般的な廃棄物処理では必要ですが、広域認定制度を利用した場合広域認定事業者が環境省に報告いたしますので不要です

広域的処理認定事業者として認定された会社

会 社 名	連 絡 先
古河電池株式会社	045-336-5055
株式会社 GSユアサ	0120-111356
昭和電工マテリアルズ株式会社 エナジーシステムサービスジャパン株式会社	0595-64-2211
株式会社 GSユアサ エナジー	053-577-3188

使用済み蓄電池の再資源化にご協力下さい

一般社団法人 電池工業会では資源の有効利用を目的として、蓄電池メーカーによる広域認定を利用したりサイクルを推進しております。

お問い合わせは…